

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	東部児童相談所無線LAN機器設定・設置業務
発 注 課	子ども未来局東部児童相談所家庭支援課
選 定 事 業 者	浅川通信株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は東部児童相談所の庁舎内において、Wi-Fi環境構築に係るアクセスポイントの設置及び疎通に必要な設定作業一式を行う業務である。</p> <p>浅川通信株式会社は、東部児童相談所庁舎新築に係る電気設備工事のうちネットワーク敷設に関する作業を受託・施工しており、建築当初から本庁舎の電気設備環境に深く携わっている。このため、同社は隠蔽部を含めた既存設備の詳細を熟知しており、他業者が施工を行う場合と比較して事前調査や図面照合などに要する工数を削減することが可能となり、調査・施工に要する労務費等のコスト縮減が図ることができるとともに、工期の短縮によって執務室への立ち入り作業時間を最小限に留め、庁内の通常業務への影響を低減できる利点がある。</p> <p>以上のことから、本業務の円滑な遂行と経済性を総合的に勘案し、同社を特定して随意契約を行いたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和8年2月16日